

令和6年度地域密着型サービス事業者等公募要領
(介護老人福祉施設)

令和6年7月

千 歳 市

令和6年度地域密着型サービス事業者等公募要領
(介護老人福祉施設)

1 公募の趣旨

千歳市では、「千歳市高齢者福祉計画・第9期千歳市介護保険事業計画」(令和6年度～令和8年度)に基づき、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)を整備します。

本公募は、令和7年度に介護老人福祉施設を整備する事業者を公正かつ公平に選定するために行うものです。

2 公募する内容

介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、安定した介護保険サービスの提供体制を維持するとともに、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け、介護保険サービスのさらなる充実を図るため、【第9期計画 重点整備予定】を中心としたサービス提供基盤の整備を進めます。

| 施設種別 | 予定定員数及び事業所数 |
|--------------------------------|-------------|
| 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 【ユニット型】 | 定員60名：1事業所 |

※ 対象圏域については、市内全域とします。日常生活圏域及び既存事業所の位置については9ページを参照してください。

※ 短期入所生活介護(ショートステイ)(定員10～20人程度)を併設する場合は加点評価します。

※ 同時期に公募する(介護予防)認知症対応型共同生活介護と併せての応募も可としますが、全て同時に選定されるとは限りません。

※ 今回の公募の対象とはなりません。地域密着型サービス全般について、整備に関する個別の相談につきましては、随時ご相談ください。

【付帯事項】

- ① ユニット型の定員は、1ユニット原則として10人以下とし、15人を超えないものとしてください。
- ② 新設のほか、既存建物の増改築又は改修も可とします。
- ③ 他の介護保険事業所や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等を併設することも可能とします。その場合、併設施設の整備に係る法令等の規定に基づく基準等を満たしていることが必要です。
- ④ 併設する場合、既存建物の増改築、改修の場合は予め市と協議が必要となります。

3 応募資格

応募にあたっては、次に掲げる事項を全て満たすことが必要です。

- (1) 事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人又は新たに社会福祉法人を設立予定の者であること。

※社会福祉法人を設立する予定の者の場合は、運営開始前に法人設立登記が完了できること。（社会福祉法人の設立認可が受けられない場合は、選定を取り消しますので、あらかじめご了承ください。）

- (2) 社会福祉法人を設立予定の者は、新規に社会福祉法人の法人格を取得しようとする者で、設立に必要な条件を整えていること。また、北海道の老人福祉施設等整備事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付を受ける場合、交付時まで法人格を有していることが確実であること。

- (3) 本事業に必要な用地及び建物は原則として法人が所有しているか、又は所有見込であり、自己で確実に確保できること。

やむを得ず賃貸借する場合は、事業の存続に必要な相当長期間の賃貸借契約を締結できる見込みであること。

※建物については、補助金を活用する場合は、自己所有に限る。

- (4) 事業者が整備計画に要する資金については自己負担（金融機関からの融資を含む）によるものとし、長期的に適正で安定した事業運営ができること。

- (5) 介護保険法第 86 条第 2 項の規定のいずれにも該当しないこと。なお、地域密着型サービス事業所を併設する場合は、法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号の規定に該当しないこと。

- (6) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、その他関係法令を遵守するとともに、施設は、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」に適合すること。

- (7) 都道府県及び市町村等の指摘事項が改善済み又は法人運営・施設運営等に関して、過去に重大な問題等を起こしたことがないこと。

- (8) 施設整備に当たっては、市又は北海道が指定する日以降に着手するとともに、市又は北海道が指定する日までに竣工させ、必要となる手続きを終えて事業を確実に開始すること。

- (9) 事業者（法人及び法人の代表者又は法人設立予定の者の場合は代表予定者）について、国税及び地方税を滞納していないこと。

- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てが行われていないこと。

- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でなくなった日から、5 年を経過しない者の統制下でない法人であること。

4 施設整備の条件等

(1) 事業予定地について

- ① 事業予定地については、安定した運営の観点から自己所有が望ましく、所有又は取得が確実に見込まれること。また、借地による場合は、事業の存続に必要な相当長期間（30年以上）の賃貸借契約を締結するとともに、賃借権等の設定を行うこと。
- ② 新たに土地を購入又は借地する場合は、応募書類を提出する時点で応募者が購入等により土地を確保する必要はないが、審査時は土地の売買確約書等を提出すること。なお、土地の購入、賃貸借、贈与等の正式な契約は、選考の結果「選定」の通知を受けた後に締結すること。
- ③ 事業予定地に第三者の抵当権等、施設存続の支障となり得るような権利設定がないこと。設定されている場合は、その権利の抹消が確実であること。
- ④ 事業予定地は、面積、形状、道路付、給排水などの点から支障がないこと。また、農地法、農振法、都市計画法等の開発行為等の許認可が確実に得られること。

(2) 建設について

- ① 建物は自己所有又は賃貸借とし、賃貸借物件を使用して事業を実施する場合は、事業の存続に必要な相当長期間（30年以上）の賃貸借契約を締結すること。
※整備については、補助金を活用する場合は、自己所有に限る。
- ② 周辺の環境にあった外観に配慮すること。
- ③ 建物の配置、設計に当たっては、周辺の日当たりや騒音等に十分留意すること。

(3) 施設整備及び事業運営の基準等

施設整備計画、事業計画などの策定に当たっては、次の条例や基準等を遵守すること。

- ① 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号）
- ② 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号）
- ③ 北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月28日条例第94号）
- ④ 北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年12月28日規則第87号）
- ⑤ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）
- ⑥ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号）
- ⑦ 北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月28日条例第97号）
- ⑧ 北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規

則（平成 25 年 2 月 26 日規則第 7 号）

- ⑨ その他関係法令、基準等

5 運営上の配慮事項

- (1) 利用者の個人としての尊厳に十分配慮するとともに、利用者の意向に添った安定した質の高いサービスを提供すること。
- (2) 明るく清潔で、市民に親しみやすく、地域に開かれた施設に配慮すること。
- (3) 市及び市内の他の事業者と連携を図りながら、地域住民の安心・安全な生活の基盤づくりに配慮すること。
- (4) 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができ、長期的に適正で安定した事業運営ができること。
- (5) 開設後における入所者の選考にあたっては、可能な限り千歳市民を優先すること。
- (6) 開設後、入所者の介護保険対象外の経費は、低廉な価格設定に努めること。

6 応募手続き

- (1) 応募書類の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間

令和 6 年 8 月 13 日（火）～令和 6 年 8 月 20 日（火）（平日の 9 時から 17 時）

- ② 受付場所

〒066-8686 千歳市東雲町 2 丁目 34 番地 千歳市役所第 2 庁舎 1 階 7 番窓口
千歳市保健福祉部高齢者支援課高齢福祉係
電話 0123-24-0295（直通）

- (2) 提出書類

本公募に申込みを希望する事業者は、別表の応募書類を提出してください。

このほか、市が必要とする書類の提出を求めることがあります。

なお、所定の様式については、受付場所で配布するほか、電子メール、郵送での配布も受け付けます。いずれの方法の場合も、①法人名、②所在地、③代表者名、④担当者名、⑤連絡先をお知らせ願います。

- (3) 応募書類に係る留意事項

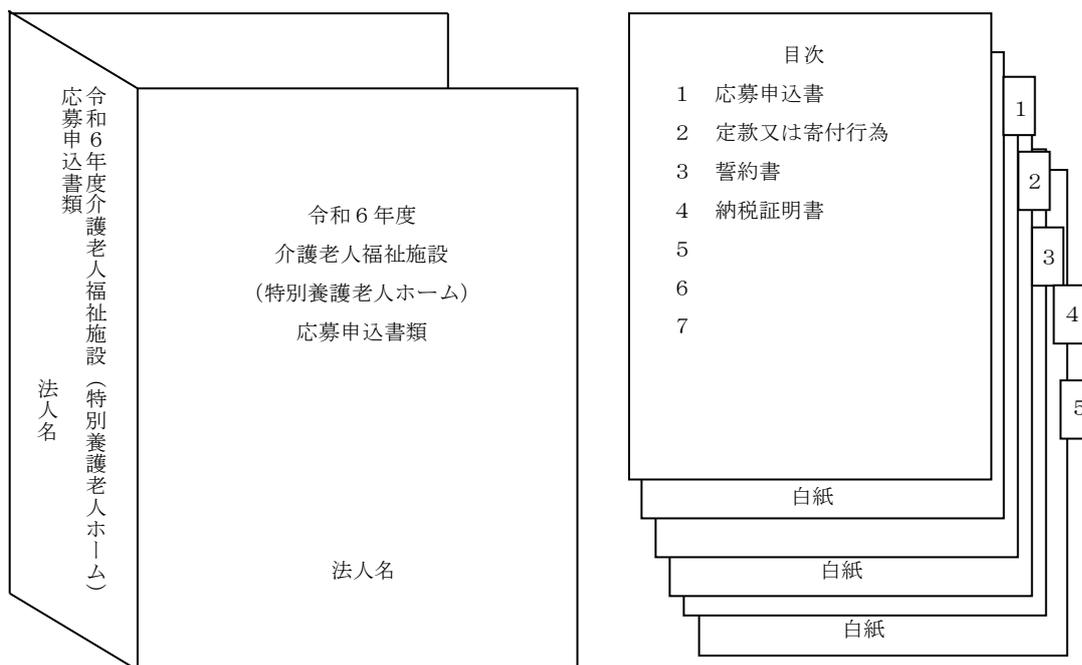
- ① 応募書類は、正本 1 部、副本 8 部（副本はコピー可）の計 9 部を提出してください。
- ② 応募書類等は、理由の如何を問わず返却しません。
- ③ 応募に要する諸経費は、全て応募事業者の負担とします。
- ④ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ⑤ 提出の際は、事前に担当まで電話連絡のうえ、申請法人の方が直接持参するものとし、代理申請は不可とします（郵送不可）。

- ⑥ 法人印、個人印とも、印鑑登録している実印を使用してください。
- ⑦ 契約書類など、応募書類の正本に原本の写しを提出する場合は、写しに「この写しは原本と相違ない。」旨を記載し、法人の代表者名（法人設立予定の者の場合は代表予定者）と実印により原本証明してください。
- ⑧ 応募締切後の事業者の都合による応募書類の修正・追加は、公平性の観点から不可とします。ただし、市からの指示により書類を修正・追加する場合があります。
- ⑨ 提出された個人情報、事業予定者の選定目的のみに使用し、他の目的に使用しません。なお、個人情報を除く内容については、必要に応じ公表する場合があります。
- ⑩ 既存施設を改築して整備する場合や既存の介護保険施設等に併設して整備する場合、新設する予定の介護施設等に併設する場合等は、その具体的内容と全体計画がわかる資料を提出してください。（今回公募する施設の審査は、あくまで単独での審査となります。）
- ⑪ 次年度の補助内容が未定であることから、資金調達計画書の作成は、補助金を見込まない計画を作成してください。
- ⑫ 収支計画書は、運転資金を含み（併設施設がある場合は事業ごと）、事業開始後5か年分を積算してください。
- ⑬ 法人設立に必要な資産の寄付を受ける場合は、書面による贈与契約が締結され、その寄付が確実であることを確認します。

（4）応募書類の体裁

- ① 全体をフラットファイル（規格A4-S、2穴）に綴ること。
- ② 全体の目次を付けること。
- ③ 応募書類一覧表の番号ごとに仕切紙（白紙の表紙）を付け、各仕切にインデックスを付けること（インデックスには番号のみ記載する）。
- ④ 応募書類は、原則として全てA4版で作成すること（平面図などのA3版は折り畳むこと）。
- ⑤ パンフレット、図面などA4（縦）以外のものは、別添資料としても良い。

【フラットファイルのインデックス添付方法】



(4) 応募書類の確認

別表の応募書類一覧表で書類に漏れがないかを確認してから提出してください。

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和6年8月1日(木)まで

(2) 受付方法

質問内容を簡潔にまとめ、質問票(指定様式)によりFAX又はE-mailで高齢者支援課に提出してください。(提出後、電話による着信確認をお願いします。)

【FAX 番号】(0123) 23 - 6700

【メールアドレス】koreishien@city.chitose.lg.jp

※ 電話や口頭での質問は受け付けません。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者にFAX又はE-mailで回答するとともに、市ホームページ上に公表します。

(4) 留意事項

質問受付期間終了後の質問は受け付けません。また、応募状況や他の応募者に関する情報、審査状況等については回答できません。

8 事業者の選定について

(1) 選定事業者の決定方法

- ① 選定事業者は、千歳市地域密着型サービス事業者等選定委員会による審査に基づき、市長が決定します。
- ② 審査方式は、書類による第1次審査、第1次審査通過者に対するヒアリング等による第2次審査を行います。ただし、応募数が予定定員数を超えない場合には、第1次審査結果をもって決定することがあります。
- ③ 審査の結果、選定事業者なしとする場合があります。

(2) 審査の手順

① 第1次審査

応募書類により事業内容、人員・設備・運営に関する基準、資格等を審査します。

② 第2次審査

第1次審査通過者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、本事業の詳細計画、運営方針、サービス提供内容等を総合的に審査します。(評価基準に基づく採点を行います。)

プレゼンテーションは15分程度、質疑応答15分程度を予定しています。

また、第2次審査時の説明者は、法人の代表者、管理者就任予定者、設計及び資金計画がわかる方等3名以内に限定させていただきます。

(3) 審査結果の通知

選定結果は、応募のあった全ての事業者にも文書で通知します。

※ 審査・選定の結果については、千歳市及び地域密着型サービス事業者等選定委員会は一切の異議申立に応じません。

(4) 選定事業者等の公表

選定結果は、市ホームページで公表します。

(5) 施設認可及び事業者指定について

- ① 本市において選定事業者となった場合であっても、北海道の施設認可及び事業者指定が確約されたものではなく、改めて所定の時期に手続が必要です。
- ② 施設認可及び事業者指定について疑義がある場合は、北海道にご確認ください。

9 選定の取消し

次のような場合には、選定を取り消すことがあります。なお、選定の取消しにより応募者に損害が発生した場合でも、市はその賠償の責を負いません。

- (1) 本要領に定める応募資格その他条件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 申込書類及びその内容に虚偽があったとき。

- (3) 選定後、実際の建設計画が応募内容と著しく異なるとき。
- (4) 十分な説明を行わず、近隣住民や自治会の理解を得られなかったとき。
- (5) 社会福祉法人の設立認可、施設認可、事業者指定、建築、土地利用関係その他法令に基づく許認可等が得られないとき。

10 整備に関する補助

施設整備に際し、「老人福祉施設等整備事業費補助金」(本体整備)及び「介護サービス提供基盤等整備事業補助金」(開設準備)の交付申請が可能ですが、当該補助金交付の有無については、北海道が審査するため、必ず交付されるものではありません。

また、当該補助を受ける場合は、交付決定前又は決定内示前の着手は認められないほか、工事事業者の選定や契約等は、競争入札に付すなど北海道が行う手続きに準拠することが条件となります。

【参考】補助金の概要(予定) ※いずれも定員1人あたり

| 施設種別 | 施設整備(建物に係る補助) | 開設準備(備品等に係る補助) |
|-------------------------|---------------|----------------|
| 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | 4,260千円×定員数 | 914千円×定員数 |

※補助金の額は変更になる場合があります。

11 スケジュール(予定)

| 項目 | 時期 |
|----------|---------------------------|
| 質問受付期間 | 公表日～令和6年8月1日(木) |
| 応募書類受付期間 | 令和6年8月13日(火)～令和6年8月20日(火) |
| 第1次審査 | 令和6年8月下旬 |
| 第2次審査 | 令和6年9月9日(月)～令和6年9月11日(水) |
| 事業者決定 | 令和6年9月末 |
| 施設整備 | 令和7年4月1日～令和8年3月31日 |

※スケジュールは変更となる場合がありますので、ご了承ください。

既存事業所 位置図

